

第四百四十九条 第三百三十八条第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第五百五十条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四十五条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

三 第二百三十三条第二項又は第二百三十七条第一項、第二項若しくは第四項から第六項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

四 第三百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五百五十一条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした設備導入促進法人の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六十八条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第七十一条第一項の規定による許可を受けないで、設備導入促進業務の全部を廃止したとき。

三 第三百三十八条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第五百五十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

第五百五十三条 第三十四条第三項において読み替えて準用する会社法第七百九十七条第三項若しくは第四項の規定又は第三十五条第二項において読み替えて準用する同法第六百六十九条第三項若しくは第四項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、その違反行為をした株式会社取締役、執行役、清算人、清算人代理、民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十六条に規定する仮処分命令により選任された取締役、執行役若しくは清算人の職務を代行する者、会社法第九百六十条第一項第五号に規定する一時取締役、代表取締役執行役若しくは代表執行役の職務を行うべき者、同条第二項第三号に規定する一時清算人若しくは代表清算人の職務を行うべき者又は支配人は、百万円以下の過料に処する。

第五百五十四条 第四十条第二項又は第四十四条第二項の規定に違反して、主務大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした公庫の取締役又は執行役は、百万円以下の過料に処する。

第五百五十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第七十九条第一項の規定に違反して、募集株式、募集新株予約権若しくは募集社債を引き受けたとき。

二 第七十九条第二項の規定に違反して、株式を発行した旨の届出を行わなかったとき。

三 第九十五条第一項又は第四項の規定に違反して、登記することを怠ったとき。

四 第九十七条第二項の規定に違反して、業務を行つたとき。

五 第九十九条第二項又は第一百一条第一項の規定に違反して、経済産業大臣に通知をしなかったとき。

六 第二百三十三条第一項の規定に違反して、予算の認可を受けなかったとき。

七 第二百五条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは事業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

八 第二百七条第二項の規定による命令に違反したとき。

第五百五十六条 第八十一条第二項の規定に違反して、その名称中に産業革新機構という文字を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十八条及び第三十九条の規定 公布の日

二 第十六条（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）、第二十条から第二十二まで、第七十五条、第三百三十四条（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）、第三百三十七条第一項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）、第三百五十二条第三号（同項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第三百五十二条（同号に係る部分（同項（特定研究成果活用支援事業に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に限る。並びに附則第二十六条及び第三十六条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（見直し）

第二条 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、第五章の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後平成三十年三月三十一日までの間に、経済社会情勢の変化を勘案しつつ、この法律（第五章の規定を除く。）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

（訓令又は通達に関する措置）

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち新事業活動に関するものについては、産業競争力を強化することの必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

（産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の廃止）

第四条 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）は、廃止する。

（事業再構築計画に関する経過措置）

第五条 この法律の施行前にされた前条の規定による廃止前の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「旧産活法」という。）第五条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

2 旧産活法第六条第一項の認定事業再構築事業者（この法律の施行後に前項の規定に基づきなお従前の例により認定を受けた者を含む。）に関する計画の変更の認定、変更の指示及び認定の取消し、現物出資及び財産引受の調査に関する特例、株式の発行等に係る現物出資の調査に関する特例、特別支配会社への事業譲渡等に関する特例、株式の併合に関する特例、株式を対価とする公開買付けに際しての株式の発行等に関する特例、全部取得条項付種類株式の発行及び取得に関する特例、事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等、投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例、中小企業投資育成株式会社の特例並びに報告の徴収については、なお従前の例による。

（経営資源活用計画に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にされた旧産活法第七条第一項の認定の申請であつて、この法律の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。